

射水市新湊交流会館指定管理者募集に関する質問及び回答

Q 1 平成31年10月からの消費税率引き上げに関し、31年度の収支計画書では、機械的に按分(8%と10%)すればよろしいでしょうか。

A 1 平成31年度の収入における消費税等の分については、9月末までは8%で、10月以降は10%で計算してください。

支出については、契約が終了する日の税率で計算することを基本とし、9月末までに終了するものは8%で、10月以降に終了するものは10%で計算してください。ただし、役務の提供が月ごとなどに完了するものは、9月末までは8%で、10月以降は10%で計算してください。

Q 2 仕様書P22 資料5の収支内訳の「業務委託費」及び「保守料」の決算額は、仕様書P7～8の別表1に示される「業務」及び「内容」を全て含むものですか。

A 2 資料5の収支内訳における「業務委託費」及び「保守料」のほか、「手数料」も別表1に示す業務を含んでいます。また、委託せずに行っている業務もあります。

Q 3 仕様書P22 資料5の収支内訳の「業務委託費」及び「保守料」について、現在の委託先をご教示ください。

A 3 現在の委託先は次のとおりです。

業務委託費	
受付業務	公益社団法人射水市シルバー人材センター 富山県射水市三ヶ 880-1
廃棄物収集運搬	株式会社アースクリーン 2 1 富山県射水市寺塚原 905-3
会館清掃	日本海ビル保全株式会社 富山県射水市中新湊 2-8
ガラス清掃	日本海ビル保全株式会社 富山県射水市中新湊 2-8
警備保障	北陸総合警備保障株式会社高岡支社 富山県高岡市あわら町 1-1

駐車場除雪作業	アロ交易株式会社 富山県射水市本町 3-19-16
保守料	
自家用電気工作物保守管理	一般財団法人北陸電気保安協会高岡営業所 富山県高岡市石瀬 871-3
エレベーター設備点検	フジテック株式会社中部支社名古屋支店 愛知県名古屋市中区錦 2-2-2
消防用設備保守点検	株式会社富山県総合防災 富山県富山市城川原 2-6-25
空調設備保守点検	株式会社柿本商会富山支店 富山県富山市上赤江町 1-16-1
自動扉開閉装置保守点検	株式会社ドアメンテナンス 富山県富山市水橋二ツ屋 118

Q 4 条例第 8 条の使用料の減免の基準についてご教示ください。

A 4 条例施行規則第 6 条の規定において、次に定めるところにより使用料(利用料金)を減額し、又は免除することができることとしています。

- (1) 市(指定管理者)が直接使用するとき。
- (2) 社会活動その他公益のために使用するとき。

なお、平成 31 年度から使用料の改定を予定しており、それに伴って減免の基準を見直す予定です。

Q 5 現状の減免団体について、団体名と利用目的をご教示ください。

A 5 現状の減免団体及びその主な利用目的は以下のとおりです。

利用団体名	利用目的
射水市社会福祉協議会	心配ごと相談や生活困窮自立支援面談、ヘルパーの定例会等
新湊ボランティア連絡協議会	総会、運営委員会等
音訳・あゆの風	音訳ボランティア養成講座等
射水市共同募金委員会	街頭募金活動の打合せ・集計作業
射水市民生委員児童委員協議会	理事会

射水市新湊地区老人クラブ連合会	総会
射水市視覚障害者協会	点字競技会や役員会等
射水市心身障害者連合会	総会
射水市聴覚障害者協会	手話サロンや会議
射水市手をつなぐ育成会	理事会や定例会
射水市保護司会	研修会
射水市更生保護女性会	支部の会議
射水市母子保健推進員新湊地区	定例会
射水市食生活改善推進協議会	理事会
ヘルスボランティア新湊支部	定例会
NA 富山セレニティグループ	薬物の問題で悩んでいる方々のミーティング
日本ボーイスカウト射水第3団	団の会議や総会、隊の集会
上記のほか、各種ボランティア団体及び障がい者団体	交流会や講習会、活動の準備等

Q 6 現状の定期利用団体名及び利用内容についてご教示ください。

A 6 主な定期利用団体及びその利用内容は以下のとおりです。

利用団体名	利用内容
射水市社会福祉協議会	心配ごと相談（月2回） ヘルパーの定例会（2か月に1回）
音訊・あゆの風	音訊ボランティア養成講座（月1回）
射水市聴覚障害者協会	手話サロン（月1～2回）
射水市食生活改善推進協議会	理事会（月1回）
ヘルスボランティア新湊支部	定例会（月1回）
NA 富山セレニティグループ	薬物の問題で悩んでいる方々のミーティング （週1回）
日本ボーイスカウト射水第3団	団の会議（月1回）のほか、総会や隊の集会
パソコン教室	障がい者向けパソコン教室（月2回）
富山桜吟会	理事会・研修会（月1回）
東海リオン株式会社リオネットセンター射水	補聴器相談会（月1回）
射水市地域振興・文化課	人権・行政相談（月1回）

Q 7 現在、施設で定期的実施されている事業や催しについて、ご教示ください。

A 7 定期利用団体の活動（上記 A 6）以外に実施されている事業や催しは特  
にございません。

Q 8 募集要項 P 1 2 「4(5)ア審査方法」で、申請者はプレゼンテーション  
を行うこととされていますが、パワーポイントを使用することができます  
か。

A 8 申請者が選定委員会にてプレゼンテーションを行うとき、パワーポイン  
トを使用することができます。使用する上での留意事項は次のとおりです。

- ・ プレゼンテーションは、15分以内で行うことを予定しています（質  
疑応答を含め、概ね30分で終了）が、提出書類の内容をもとに行うも  
のとし、この場で新たに資料等を提出することはできません。

パワーポイントの資料は、提出書類に添付する必要はございませんが、  
提出書類の内容を説明する上で補足するものとしてください。

- ・ プロジェクター及びスクリーンは準備しますので、申請者所有のパソ  
コン（RGB端子又はHDMI端子を有するもの）をご準備ください。
- ・ 市は、不具合に備え、念のためパワーポイント（バージョンは201  
0版）がインストールされたパソコンを準備しますので、パワーポイン  
トで作成したデータを保存したUSBメモリ等も併せてご用意ください。